

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年6月22日

岡 山 市 長 高 谷 茂 男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社河内屋

所在地 岡山市北区青江二丁目450番ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社河内屋

住所 岡山市北区青江二丁目7番1号

代表者の氏名 代表取締役 河内 清子

(3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前7時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで

(4) 変更年月日

平成24年6月21日

2 届出年月日

平成24年6月15日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成24年6月22日から平成24年10月22日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課